

## 行政常任委員会

令和 3 年 4 月 1 6 日（金）

午後 1 時 0 9 分 開 会

○南委員長 皆さん、お疲れでございます。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

先ほど市長から提案の理由の説明がありましたように、補正第 2 号を付託されております。

まず初めに、市長のほうから。

○加藤市長 議員の皆様におかれましては、本会議に引き続き行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案は、議案第 3 9 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の議決についての 1 議案であります。

付託議案における詳細につきましては、福祉保健課長より説明いたさせますので、よろしく御審査賜り、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、当委員会に付託されております議案第 3 9 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の議決について、担当課より説明を求めます。

○山口福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第 3 9 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の議決についてにつきまして、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の 8 ページ、9 ページを御覧ください。

通知いたします。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 1, 8 1 8 万 9, 0 0 0 円の増額は、2 節児童福祉費補助金 1, 8 1 8 万 9, 0 0 0 円の増額で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 1, 8 1 8 万 9, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得者の独り親世帯に対して生活の支援を行うための給付金に係る国庫補助金になります。

次に、歳出でございます。

1 0、1 1 ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、3目母子福祉費1,818万9,000円の増額は、細目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業1,818万9,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得者の独り親世帯に対して、生活の支援を行うための給付金に係る事業費でございます。

詳細につきましては、資料に基づき主幹から御説明させていただきます。

通知いたします。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長      それでは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきまして御説明いたします。

資料を御覧ください。

本事業の目的としましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中での子育ての負担も担わなければならない低所得の独り親世帯は、心身ともに特に大きな負担を抱えております。加えて、食費等による支出の増加の影響を受けて、低所得の独り親世帯の家計の経常収支は大きく悪化しております。

このように、新型コロナウイルス感染症の影響により、損害を受けた低所得の独り親世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものでございます。

次に、本給付金の対象者といたしましては、18歳までの児童、もしくは20歳未満の障害をお持ちの児童を養育されている独り親家庭の方で、一定の条件を満たす方となります。

具体的には、まず、1の本年4月分の児童扶養手当を受給されている方となります。こちらの方につきましては、申請の必要はございません。

次に、②の方になりますが、障害年金などの年金を受給していることによって児童扶養手当の申請をされていない方や、申請されていても児童扶養手当の受給が停止されている方が対象となります。

対象者の③につきましては、一定の収入が児童扶養手当の支給水準を上回っているなどの理由により、児童扶養手当を受給されていない方であっても、直近の収入がコロナの影響によって児童扶養手当の対象水準まで減少した方が対象となります。

こちらの②、③の方につきましては、申請の必要があります。

なお、給付額につきましては、児童1人当たり一律5万円を支給いたします。

支給日につきましては、申請が不要である対象者①の方につきましては、5月11日に振込を予定しております。

また、対象者②、③の方につきましても、5月6日より受付を開始し、令和4年2月28日までを申請期間として設け、申請をしていただくことによって、順次振込を予定しております。

対象見込数としましては230世帯、児童数では350名を見込んでおります。

事業費としましては、1,818万9,000円であり、内容としましては、消耗品等の需用費が4,000円、振込手数料等の役務費が5万8,000円、システム改修費の委託料は62万7,000円、給付金が1,750万円であり、財源は全額国庫補助金でございます。

以上でございます。

○山口福祉保健課長 以上が議案第39号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

以上でございます。

御質疑のある方。

○濱中委員 対象者の2番と3番で、自分自身がこの対象であるかどうかという目安はどういうふうにお知らせされますか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 昨年度同様の給付金がございます、それで申請をいただいた方に今回の御案内をさせていただくと。それ以外に、児童扶養手当を受給されていなくて独り親家庭であろうという方には、個別に通知させていただくことによって申請を促したいと考えております。

○濱中委員 前回のときには経済的打撃がなくて、でもこの1年が経過する中で、そういう対象になり得る方がこれにきちっと気づけるような、そういった情報提供というのが必要かなと思うんですけれども、その辺りは、例えば、5月の広報ですか、とか、6月の広報とか、あとワンセグとか、そういったあたりでされますか。どうですか。

○山口福祉保健課長 委員おっしゃるとおり、ワンセグ、広報、あと個別通知、そういったことを通じて周知していきたいと考えております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○奥田委員 ちょっと教えてほしいんですけど、今回、子育て世帯生活支援特別給付金ということなんですけど、それでこれ、独り親世帯分になっているじゃない

ですか。国の施策として独り親世帯だけということなんですかね。今後、そういうほかの独り親世帯ではない分も順次あるのか、その辺をちょっと教えてもらえませんか。

○山口福祉保健課長　今回は低所得者の独り親世帯ということで対象者になっておるんですけども、国のほうからは、児童扶養手当の支給を受けていないそれ以外の世帯、いわゆる2人親子育て世帯、これも低所得者に限るんですけども、その方のも住民税が非課税の方に対しても、今後何らかのこういった給付金が出されるという情報は入っております。

ただし、今具体的な制度設計を行っているような状況ですので、またそういった情報が入り次第対応していきたいと考えております。

○奥田委員　この制度は、非常に僕は独り親世帯に対して非常に助かる制度だし、以前にもありましたよね。だからまたやるのかなという感じですけど、非常にありがたい制度だと思うんですけど、ただ、今コロナで困っている人って独り親世帯だけじゃないと思うんですよ。その辺のところを、早急にそういうのというのは国のほうはやる方向なのかな、その辺のどういう情報が入っているんですか、今。

○山口福祉保健課長　先ほど言った独り親世帯以外の低所得者の子育て世代の方に対しては、正式にまだ通知は何月とは来ていないんですけども、メディアのある情報では7月というようなことも入ってきておりますので、そこら辺は正式にまた情報が入り次第対応していきたいと考えております。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

○野田委員　実務的なことなんですけど、委託料の62万7,000円というシステム改修費というと、どのような形をやっていくか、ちょっと具体的に教えていただきたい。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　システム改修費につきましては、対象世帯の抽出であったり、振込データの明細の作成、あと履歴の管理、あと通知の作成、こういったことを電算会社のパッケージソフトを適応しまして改修を行うということになります。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ないようですので、付託されました議案第39号の補正予算の審査

をこれにて終了いたします。

それで、コロナのワクチン接種について、その他のほうで報告があるということ  
でございますので、よろしく願いをいたします。

○山口福祉保健課長      それでは、報告事項につきまして御報告させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、まずはクラスター予防の観点  
から、5月上旬より高齢者施設の入居者等の方々から順次開始し、5月下旬から一  
般高齢者の方々の接種を開始いたします。

このほど、接種券の発送や集団接種の開始日等が決定いたしましたので御報告い  
たします。また、集団接種に向けたシミュレーションを今月10日に尾鷲小学校体  
育館で実施いたしましたので、併せてその結果について御報告させていただきます。

詳細につきましては、資料に基づき、係長から御説明させていただきます。

通知いたします。

○東福祉保健課係長      それでは、資料2、新型コロナウイルスワクチン接種事業  
について御説明をいたします。

先ほど御説明いたしましたとおり、本市の新型コロナウイルスワクチンは、5月  
初旬より高齢者施設等入所者から開始をいたします。

本日、尾鷲小学校をはじめといたします4会場に関わる一般高齢者の接種工程に  
ついて御説明いたします。

接種体制といたしましては、既に御報告いたしておりますとおり、尾鷲小学校、  
輪内中学校、元九鬼中学校、須賀利小学校の各体育館におきまして、1会場ずつ実  
施いたします。

実施できるのは1日1会場ずつであり、木曜日の午後、土曜日の午後、日曜日の  
午前、午後で実施させていただきます。

接種券の通知につきましても、先ほど申しあげましたとおり、本日4月16日に  
発送としており、本日ただいまも最終の作業をしております。

本日発送いたします対象者は、令和3年度に65歳以上に達する方、生年月日で  
申しあげますと昭和32年4月1日以前にお生まれになった方で、尾鷲市に住民票  
を有する約7,700人の方でございます。

内容といたしましては、接種券、予診票、ファイザー社のワクチンに関する説明  
書等を送付いたします。ファイザー社ワクチンの説明書には、ワクチンの効果、投  
与方法以外に、予防接種を受けるに当たり注意が必要な方や副反応についての記載

がございます。

1 回目の本通知を御覧いただき、まずはかかりつけ医との相談も含めまして、ワクチンを接種するか否かを御判断いただきたいと考えております。

次に、予約方法の通知を5月上旬に発送を予定しております。

内容といたしましては、何月何日にどの会場で実施するかが分かる接種日程、予約開始日時、予約受付方法、さらに、無料で乗車していただけますワクチン専用巡回バスの時刻表等をお送りいたします。

申込受付開始につきましては、5月中旬を予定しており、受付方法は電話、インターネット及び福祉保健センター健康づくり係への来所となっております。

接種はワクチンを有効に活用し、さらに会場における密集を防止するために完全予約制となっており、時間ごとに定数を設けさせていただき、受け付けさせていただきます。

電話及び来所の受付は、土、日、祝日を除く8時30分から17時15分としておりますが、予約受付を開始いたしました当初は混雑が想定されておりますので、予約開始直後の土曜日、日曜日各1日ずつは受付を実施いたします。インターネットの受付は、土、日、祝日問わず24時間受付をいたします。

接種日程といたしましては、5月27日木曜日より尾鷲小学校体育館から順次実施いたします。

続きまして、次ページを御覧ください。

先日実施いたしました尾鷲小学校体育館におけるシミュレーションについて御報告をいたします。

目的といたしましては、現実に近い状態を想定し、シミュレーションを実施することで、机上における計画を評価し、安全安心な体制を構築することとしており、評価視点といたしましては、1番として、駐車場や会場内において、市民がスムーズに受付、接種、健康観察まで移動しやすい体制となっているのか。2番目は、医師、看護師、薬剤師が接種業務を行える設営となっており、必要物品は整えられているのか。3番目といたしまして、職員が市民を誘導し、受付等が可能な体制が取れているのか。4番目は、会場内における感染予防対策はできているのかという以上4点を確認いたしました。

接種モデルの方も含めまして、記載の方々に御協力をいただき、参加者は職員を含め約100人で行いました。

内容といたしましては、30分間に35名の接種者を想定し、この35名は尾鷲

小学校において4人の医師が接種体制を取った場合、実際に想定している人数でございませう。その35名の方々を実施できるかどうかをシミュレーションいたしまし  
た。

評価といたしましては、おおむね想定していた時間内には実施することはできま  
したが、誘導方法、会場の椅子等の設置につきましては修正が必要であります。

また、現在御協力いただいた皆様方にアンケートをお願いしておりますので、そ  
の結果も踏まえまして、5月27日の開始までに体制をしっかりと整えてまいりた  
いと考えております。

最後に3番、相談窓口といたしましては、3月1日に既に立ち上げておりますが、  
4月に入りまして、ワクチンの入荷が早い市町村が受付等を開始した報道等もあり  
まして、相談件数が増加しており、4月1日から本日まで約40件の問合せが来て  
おります。順次、また情報発信しながら対応していきたいと考えております。

さらに、本日御報告いたしましたことも含めまして、個別通知以外にエリアワン  
セグ、ホームページ等を活用し、市民の皆様方に情報を提供してまいりたいと考  
えております。

資料2につきましては以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

コロナワクチンの接種事業に対する報告は以上でございます。

○高村委員 一つお聞きしますけど、新聞によると、施設の関係者19か所とあ  
ったんですけど、その施設に行つてワクチン注射をすることは書いてないもので、  
どうなつておるのか、施設へ行つたら入居者とスタッフもどうするの、ちゃんと  
書いてあつたほうが分かりやすいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○東福祉保健課係長 本日は一般高齢者の方の御説明としておりますので、資料  
が抜けており大変申し訳ありません。

高齢者施設等入所者及び従事者につきましては、昨年度より介護保険担当係と連  
携を取りながら、各施設に細かく巡回をしながら御説明を申し上げております。そ  
して、今体制を整えているところでございますので、また順次皆様方にもその点に  
つきまして御報告していきたいと思ひます。大変申し訳ありません。

○高村委員 分かりました。

○南委員長 よろしいですか。

○小川委員 接種の日程なんですけれども、5月27日、尾鷲小学校体育館より  
順次開始になつておるんですけれども、ここで何人ぐらい予定されておるの、そ

の後の日程はどうかというのがもし分かれば。

- 東福祉保健課係長 5月27日、尾鷲小学校につきましては、少し予定人数を少なめにしております。1週目は、できましたら関係者のほうも体制が整えにくいということも考えられますので、少し人数は少なめにしておりますが、大体1時間で80名から90名ぐらいの想定でおりまして、尾鷲小学校ですと、最初は200名弱を半日で想定しておりますが、だんだん慣れてまいりましたら200名以上、230名ぐらいまでは受付可能ではないかなということで医師会の先生方とも想定しております。

ただし、最初の少なめの日程を実施しまして、また医療従事者等との体制を検討いたしまして、少しずつ受付人数を増やしていきたいと思っております。

それから、もう一点目、順次実施をしていきますが、尾鷲小学校を皮切りにはいたしますが、1週目が3日間、2週目も3日間、計2週間で6回、1回目の接種が可能となります。2週間をかかって、4回以上は全て皆様のところには巡回できるようにというふうに日程を今考えております。

以上です。

- 濱中委員 ちょっと細かいところなんですけれども、資料2の(1)の1と2の部分が、分けて通知をされる、何か理由があるのかなと思うんです。1回目の接種券が来た時点で、予約方法が入っていないということで、受け取られた方がそこを混乱されるのではないかなと想像するんですけれども、予約に関しては後ほどというような説明が中でされるのかどうか。

- 東福祉保健課係長 今回は全ての資料をお送りするという方法もございましたが、まずは全国的にいろんなものが送付されております。市民の皆様方がよく御存じなものは、接種券、クーポン券と言われるものです。それと予診票と言われるものを多分報道の中でとても目にされる、耳にされることが多いものだと感じております。

そこで、市民の皆様方が少しでもまず安心していただくように、接種券は、実際は接種当日までにお持ちいただいたらいいものではありませんが、まず第1弾としてお届けしたいというのが1点目。

それから、予診票を同時にお渡ししております。御説明の文書にも書いておりますが、予診票の中にかかりつけ医に相談をしていただいておりますかという文言があります。はい、いいえで回答していただく文言があります。ですので、予診票を御確認いただきまして、かかりつけ医の方と御相談していただき、接種するか否か



を判断していただいてから、次に受付の方法の御通知をとということで、一度にたくさんで安心される方と、一度にたくさん書類が届いてしまうと全部に目が届きにくくなるということもございますので、2段階に分けて通知させていただく、お知らせさせていただくという方法を取らせていただきました。

以上です。

○南委員長 接種券の発送を本日付でするんですけど、そのひな形があったら、できたら回してもらったほうがよく議論がかみ合うと思うんですけど。

○山口福祉保健課長 今から通知させていただきます。

○南委員長 すみません、お願いします。

すみませんが、これに基づいて、改めてもう一回説明をしていただければと思います。

お願いします。

○東福祉保健課係長 まず、最初の皆様への御説明の文書、黄色の枠が取ってあるところなんですけど、今回お送りした書類だけでこれだけのものが入っております。ここに予約を入れなかったのは、これ以上増えてしまうとまた混乱されるかなということで、今回はこの六つの書類が入っております。

そして、この書類を御覧いただきまして、先ほど御説明いたしましたように、かかりつけの先生と御相談くださいというような御説明の文書を入れさせていただいております。

それから、先ほど委員おっしゃっていただいたように、地域によっては既に予約が開始されております。そのため、この手紙を御覧いただきまして、予約できる中身が入っていないということでまた御不安になっていただくことも想定しましたので、予約を受け付けておりませんというような少し大きめの字で書かせていただいております。

これに続きまして、次ページ、また続きましての説明書がワクチンのお知らせということで、実際の流れ等について書いてございます。文書をたくさん読んでいただかなくても、一目瞭然とまではいかないんですが、字数を少し減らしまして、今回はどなたに送付させていただいたのか、無料であること、また、2回接種であることや接種会場についての御説明、それから、改めてまた予約は完全予約が必要ですがただいまは実施しておりませんということ、また、接種前の御確認していただきたいことということで説明をさせていただきます。予診票につきましては、今回1枚お送りしています。実際は2回接種ですが混乱されると困るので、2回目の

接種は2回目の日程と含めて会場でお渡しすることを想定しておりますので、まず1枚の予診票を御覧いただき、皆様に確認していただきたいと思っております。

その後に、予診票を実際に記入していただくこととなりますので、予診票の記載例、それから、ファイザー社が作成しましたワクチンの説明、それから、厚生労働省が出しておりますワクチンについての説明となっております。それから、続きましては、接種券の見本となっております。

そして、最後のブルーのが厚生労働省が出しておりますワクチンに関する説明書となっております。以上の書類をお送りいたしました。

なお、接種券と最後のブルーのものに関しましては、接種券という形で別の封筒に入っております。皆さん、たくさん、これだけでも書類がありますので、六つの書類だけが大きな封筒で届きまして、接種券はもう一つ小さい封筒に入っております、それを当日まで大事に持っていてくださいという文言を書かせていただいて、通知をさせていただく想定しております。

以上です。

○南委員長 説明は以上でございます。

1点よろしいですか。

このマニュアルというのは、ほとんど全国の自治体がこのような感じで発送するわけですか。

○東福祉保健課係長 指定されたものがございます。

例えば予診票ですと、国から指定されておりました、これを触ることができません。全く修正はかけずにこのままと言われておりましたり、それから、厚生労働省が出している資料、それから、ファイザー社が出している資料も何種類かございまして、各自治体によりましてどれを選択するかというのと、それからどういう書類をお送りするか、どういう順番でお送りするかというのは、各自治体の判断となっております。

以上です。

○南委員長 今の説明を聞いた限りで、比較的若いお年寄りの方は理解できると思うんですけど、結構お年を召しておる方は非常に理解に苦しむんじゃないかなということで、相談窓口の電話は5本だけで大丈夫かなという不安があるんですけどね。これ以上簡単にすることはできんのでしょうかね、やっぱり。何かちょっと…

○東福祉保健課係長 係内でも他市町の資料等も参考にさせていただきます、

いろいろ検討した結果、ここになっております。ただ、今委員おっしゃっていただいたように、情報量があまりにも多過ぎて福祉保健センターの担当係だけでは対応し切れないということも想定しておりますので、高齢者担当のほうと高齢者の関係者でありましたり、それから市民サービス課等とも連携しまして、センターの窓口のほうとも連携ができるような今は調整を行っているところでございます。

○濱中委員　　今本当に相当な高齢者の方たちの理解を求めるに当たって、例えば民生委員さんであるとか、福祉のヘルパーさんであるとかが、説明できるような、そういった準備はされておりますか。そういう方に御相談される高齢者の方もいらっしゃると思うんですけども、そういったところへの周知というか、説明の仕方というか、そういった準備はされていきますか。

○東福祉保健課係長　　今おっしゃっていただいたようなことが本当に起こり得ると想定しておりますので、高齢者係の主幹とも、民生委員さんの係でもありますので、その辺のところは想定しまして、まだ現段階でそこら辺の調整ができていないんですが、来週以降になってしましますが、急ぎ調整をする予定で今準備を進めております。

○南委員長　　他に。

○奥田委員　　ちょっと確認なんですけど、予約に関する通知というものがもう一回5月になってから発送するということですね。接種を受けるに当たって、必ず予約というのが必要なんですか。ちょっと確認なんですけど。

○東福祉保健課係長　　ワクチンを有効に使うということと、それと会場で一気に来ていただいて密になっては困るということがありますので、必ず予約を取っていただいて、その分のワクチン、それから、会場が密にならないような流れで御案内できるようにということが必要になりますので、完全予約制ということになっております。

○奥田委員　　分かりました。完全予約制ですね。その辺のところもう一回、もうちょっと強調されておったほうが分かりやすいかなという気がするんですけど。

それで、じゃ、5月になってから予約の関係の書類を送って、それをまた65歳以上の方々に書いていただく手順がネットもあったのかな。

（「電話（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

○奥田委員　　電話ですか、そういうので、いついつ、何時に4か所ある会場へ行ってくださいというのは、また通知を出したりとかやるということなんですか。どういうふうな。

○東福祉保健課係長　　実際は、例えば何月何日、何時から何時の予約を取っていただきましたということで、御希望のところに、もしそういうところがありましたら、お電話かインターネットか来所で予約を取らせていただきます。

それから、例えば今週お電話をいただきまして来週という方もいらっしゃいますし、3週ごとに2回目が間に入ってきますので、今日予約していただいたけれども、実際に受けていただきます日が少し先になるという方につきましては、改めまして何月何日の予約になりますのでお越しく下さいというようなお手紙を出させていただく予定であります。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、予約いただいた日から実施するまでの間にあまり日にちがない、お通知を差し上げても着くかどうかというのがあまり日にちが空かない場合につきましては、そこら辺のところは微妙なところなので、随時判断させていただく予定であります。

○内山委員　　1点だけ。

八王子市の廃棄の、予約しても会場に来られなくて廃棄してしまったという事例があるんですけど、国からの指示が、河野大臣ができるだけ廃棄せずというふうに記者会見をやってましたんですけど、その辺の指示は出ているんでしょうか。

○東福祉保健課係長　　今おっしゃっていただいたように、廃棄せず有効に使うよという下で、最初はいろんな厳しい規制があったんですけども、有効に使うということで、余った場合は接種会場で、例えば、いろんな体制で次に打てる方を準備しておくよというよな通達のようなものがございます。

なので、今後の想定なり検討、決定になりますが、本市におきましても、不要になったワクチンを廃棄せずに済むよな対策を整えてまいりたいと思っております。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○楠委員　　確認したいのは、高齢者の対象者が7,700人ですか、約。それで5月の初旬に通知を出すということなんですけど、実質、ワクチンの数と日程との関係、フルに人数分があるとは思わないので、予約の関係だとかを含めてそれがスムーズに行くのかどうか。1週間に1回ワクチンが入ってくれば一番いいんでしょうけど。その辺が初旬に出す通知と整合性が取れるのかどうか。ちょっとその辺がやっぱり予約しても取れないというような、どこでもある話なので、そこの辺の考え方がちょっと示されていないので、これ、いきなり通知をもらっても、5月の初旬に来るんだ、予約しよう、4日目の1番なのか分からないよな状況になったとき

の説明ってどうされているんですかね。

- 東福祉保健課係長 現段階では、想定のお受けできる人数はほぼ確定されているワクチンの数になると想定しております。ただし、国から、県からの通知で、5月中旬以降は、尾鷲市が要求した数のワクチンが入ってくるというふうに聞いております。ですので、まだ確定をもらっているわけではございませんが、今後各市町が国に数を要求するという形に体制が変わってまいりますので、皆様の分が整うのではないかと想定の下に、この時期からの受付を開始することになっております。
- 楠委員 ちょっと余計な話かもしれませんが、これ、初めてコロナに関する接種の書類の送付ということになっているんですけど、頭で尾鷲市の福祉保健課という名称なんですけど、基本的に初めて出す通知なので、ここは市長の名前が入って、その下に担当課が入るのはいいんですけど、いきなり福祉保健課じゃなくて、市長が出すんじゃないかと思うんですけど、各位はいいと思うんですけど、やっぱり市長名で一回出して、その後の通知文はあくまでも担当課ということじゃないかと思うんですけど。飛び過ぎちゃっているのかなと思うんですけど、いかがですか。
- 加藤市長 新型コロナウイルスワクチン接種については、ワンセグ等々でも私のほうから一応お伝えはしております、あくまでもこれは事務的な話になるかと思っております。ですから、全体的なお話についてはワンセグ等で説明させていただいておりますし、この前のいろんな訓練のときにも一応お話をさせていただいておりますし、今回はあくまでもこれは、私は書類の送付というような話でございますので、これは担当課でいいのではないかと私は思っております。
- 三鬼（和）委員 最近、国のナンバー制度のやつで来ておって、テレビでコロナのことを言っておるもので、尾鷲市民もコロナのこれが送ってきたつもりで年配の人に来て、なくしたとかで調べてくれとかと言われた人がおったんです、直接言われて。このこと、先ほど市長なんか、保健課なんかという話以前に、コロナの接種に係る封筒が独自の封筒なのかどうかというの、この辺をちょっと、それだけで予約のが来たという、分かるのかどうかというほうが大事じゃないかなと思うんですけど。
- 山口福祉保健課長 封筒のほうは通知させていただいておりますけれども、今回新型コロナウイルスワクチン接種ということで、予診票在中、加えて接種券も在中してありますというような文言を入れた封筒を新たに作らせていただいて、色もちょっとピンクがかかった色で送らせていただきます。

なので、少し今までと違った封筒が届いたのかなというところがお気づきの点か

などと思いますし、あと予診票在中とか、接種券在中というような言葉も入れさせていただいておりますので、お気づきにいただけるような形で封筒は作らせていただいたということです。

○三鬼（和）委員　できましたらワンセグとか、広報とか、今回は初めてのことで、一面というか、作ってこういう封筒がきますのでということで、そういった告知というんですか、これもやって、やっぱり独り住まいの方は、テレビの情報なんかがあっても、本市もそれが配られておるんじゃないかと錯覚しておるような人もいたように感じましたもので、よろしくお願ひしたいなど。

それと、先ほど楠委員が言われましたように、本市においては65歳以上から始めるということで、申し込んだけれども打てない人もおる中で、きちっと決まった期間で2回目の接種というの、これができる、それは、確認というか、できるんですよね。その辺だけちょっと正確にしてください。

○東福祉保健課係長　今回の接種日程の中には、国からの指示で、1回目の方ではなくて2回目を必ず打つというところを優先させなさいというような、ワクチンの性質の都合上ではございますが、ですので、1回目を接種された方は必ず2回目が入るという想定の下に、先ほど申し上げたワクチンが順当に要求したものが入ってくるというのが、2回目の方の接種も想定しておるところではございます。

○三鬼（和）委員　ということは、1回目接種したときに、大体2回目もこの時期に打ちますよというような、それは案内とかあれはきちっとその場で確認できるんですか、どうなんですか。

○東福祉保健課係長　先日のシミュレーションでも実施いたしてみたんですけども、当日接種会場で2回目の日程のお知らせと予診票を挟んだファイルをお渡ししまして、実際にそこをお待ちいただくという形になります。記載したものを持って帰っていただくということに想定しておりますので、2回目は、市民の方々にはお知らせできるかなと思っております。

○仲委員　ちょっと事務的なことを聞きたいんですけど、尾鷲市新型コロナワクチンクーポン券を今見ておるんですけど、接種を受ける方はシールは剥がさずに台紙ごと接種場所へお持ちくださいということで、予診票と資料、クーポン券を持っていかなんですか。持っていて、接種された方は接種券の1回目のほうを、これは切り取って保管されて、右側の1回目のメーカー、シール貼付けというの、何かシールを貼っていただく、そういうことなんですか。

○東福祉保健課係長　接種券等の処理につきましては、実際、会場では職員や医

療従事者がさせていただきますが、実際にファイザー社から送られてきておりますロット番号等がありますので、セル等を貼らせていただいたり、それから接種日時等、接種場所等も記載させていただきますして、ワクチンの予診票に貼らせていただくということになります。

そして2回目がございますので、この分に関しましては、またお返しするという形を想定しております。

○仲委員　　そうすると、診察したが接種できない場合というのは、そういう方は見えますよね、1回目で熱があつたりで。これは切り取らないで何か判こを押したりされる。

○東福祉保健課係長　　すみません、少し申し漏れておりますが、これ、全部シールになっております。接種できなかった方につきましては、これが予診票に貼られるということになります。

○仲委員　　予診票に。

最後に、委員長。

1回目にクーポン券等あるいは送られて、お知らせが、2回目に予定表の通知が来ますね。その時点で市民の方が何月何日の何時頃という予約をしますね。すると、予約をしたときの市民の方の控えというのは、自分でメモ書きするしかないんですか。

○東福祉保健課係長　　1回目につきましては、例えば先ほども申し上げましたとおり、今日予約していただいてあしたという場合は送付する期間がございますが、予約していただいてから接種までの期間がある場合は、はがき等になるかとは思いますが、通知をさせていただきます。そして2回目につきましては、会場で日時を書かせていただいたものをお渡しいたしますので、それをお持ちいただくという形でございます。

○仲委員　　あんまりよくクーポン券のほうにはそういう記述がないというわけね。分かりました。

○濱中委員　　すみません、もう一点。

実は、今月の広報おわせのほうにもワクチンのことが記載されておまして、その中の表現の中に、高齢者の方の実施、順次基礎疾患のある方というふうになっておるんですけれども、これが64歳以下というふうになっておるんですけれども、64歳以下の基礎疾患のある方は、64歳以下のところで一緒というふうなことでの理解でよろしいのでしょうか。64歳以下でも基礎疾患のある方が先にしてよいの

かどうか、その辺りがちょっとこれ、65歳以上の人と64歳以下の人というところで細かく書いてくれておるだけなので、順番としても、64歳以下の方は基礎疾患のある方でもそこで一緒ですよという理解ですか。

○東福祉保健課係長 接種の順位といたしましては、まずは65歳以上の方が1番になります。ここに、64歳以下の基礎疾患がある方は含まれません、65歳以上の方。続いて、64歳以下の方に移行した場合に、64歳以下の中で一番の優先順位が高くなるのが基礎疾患を有する方々ということになります。ですので、その順番で順次接種していただく体制が整えられるということになります。

○濱中委員 すみません、重ねての確認なんですけれども、そうしたら、64歳以下の受付が始まったときに、基礎疾患に関しては自己申告ですよ。その時点でお話をして順番を決めていただくという理解でいいですか。

○東福祉保健課係長 64歳以下の方は、今おっしゃっていただいたように自己申告になります。お送りしています予診票の中に、現在かかっている病気を記入する欄がございます。ここを参考にしながら医師に申告するという形になりますので、接種券や、それからお知らせは、私たちでは基礎疾患あるかどうかは分からないので、一斉に送付するという形で国からは聞いておりますので、本市につきましても、そういう形を取って自己申告していただいて、基礎疾患がある方が順次接種していただくという形を想定しております。

○南委員長 他にございませんか。

○奥田委員 先ほど南委員長がちらっと言われていましたけど、今の議論の様子とかをワンセグで見ているか、ユーチューブとかで見ているか、新聞報道もちゃんとされると思うんですけど、それをちゃんと見ている人はいないと思うんですけど、多分これだけ送って、今日これ送ったんですか、もう。まだ送っていないんですか。

(「先ほど(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 ああ、本当ですか。

多分これ、ぱっと見て全部分かる人、どれだけおるのかなという感じ、僕、見てもよく分からないし、僕のちょっと能力が足らんのもしれんけれども。

やっぱりこういうものというものは、もうちょっとフローチャートでもいいので、こうだったらこうとか、もっと分かりやすくちょっと、今回はあれば、これはもう今日発送ということなのであれなんやけど。特に65歳以上のお年寄りということであるもんで、市民の方のお気持ちになって、もうちょっと分かりやすくしていた



だけるとありがたいかなと、余計なことかもしれませんが。

それだけお願いしておきます。

- 南委員長 本当に高齢者の方が本当に分かりづらいと思うんですね。そういった意味では、当然ワンセグ等を通して情報開示するのは当然のことなんですけれども、できたら地域におられる民生・児童委員さんなんかもおられると思いますので、できたら、特に独り暮らしの御高齢の方のところなんかは回っていただいて、できる範囲の御指導はしていただきたいなというの、一つの優しいやり方じゃないのかなということがございますので、もし機会があれば、民生・児童委員さんなんか一度役所のほうで集まっていただいて、いろんなレクチャーをしていただいて、最低限の御指導ができるような形を整えていただくのも一つの方法じゃないのかなというように思いがいたしますので、ぜひともできる限り分かりやすいPR方法を取っていただきたいと思います。

それと、日程表については最終的な予約を受け付けな、日程を出すことができないと思うんですけれども、ある程度固まり次第、市民は当然のことながら議会のほうへも、大体尾鷲会場は何日に何人ということでお示しをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

- 山口福祉保健課長 先ほど言われたように、まず、高齢者の方への周知というか、記入に際しても広報等、ワンセグ等を使うわけですけれども、なかなかそれだけでは皆さんおっしゃるように伝わらないと思いますので、民生委員、児童委員さんにも御協力をいただけるような体制をなんとか取れないかという御相談をさせていただきます。

また、日程につきましても、今現在、ワクチンの入荷がかなり見込めてきたということもありますので、今担当課のほうで日程のほうを組んでいる最中です。これにつきましても、決定次第また御報告させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 南委員長 ぜひともスムーズにワクチン接種ができるように最大の努力をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

執行部は退席をお願いいたします。

それでは、付託議案の委員会における採決を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

当委員会に付託をされました議案第39号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

○南委員長 挙手全員でございます。ありがとうございました。

これもちまして行政常任委員会を終わります。

( 午 後 2 時 0 1 分 閉 会 )